別記様式第1

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

（元号）　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 静岡大学長　　　　殿 | 指導教員確認欄 |
|  |

所属学部

学籍番号

申請者署名

　国立大学法人静岡大学学則第35条の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

1　認定を申請する単位

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定を申請する静岡大学の単位 | | | 左に対応する大学以外の教育施設等における学修 | | | | | |
| 授業科目の区分 | 授業科目名 | 単位 | 教育施設  等名 | 学修の名称 | 履修期間 | 延時間数 | 評価 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※認定を申請する学修について、実施方法がオンライン（国立大学法人静岡大学学則第30条第２項に規定する方法）であり、且つオンライン授業科目の単位として卒業要件に算入（同規則第38条第２項の規定を適用）する場合は、備考欄に「〇」を付すとともに、原則としてそのことがわかる資料等を提出すること。

2　国立大学法人静岡大学学則第34条(他の大学等における授業科目の履修)及び第35条(大学以外の教育施設における学修)により既に認定を受けた単位

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定学部等 | 授業科目の区分 | 授業科目名 | 単位 | 認定年度 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

3　添付書類

　①　成績証明書　　②　授業科目に係る講義要目を記載した書類

　③　その他

注：指導教員は、上記の申請を確認の上、確認欄に署名又は押印のこと。

＜参考＞

　国立大学法人静岡大学学則(抄)

　　　(他の大学等における授業科目の履修)

　　第34条　教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

　　２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

　　　(大学以外の教育施設等おける学修)

　　第35条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。